

## 発表事項

### **1 令和4事業年度事業計画及び保健医療情報会計収入支出変更予算**

- 2 令和4年9月処理で発生したオンライン請求システム障害状況
- 3 公益代表役員選任の認可
- 4 令和4年3月末現在における診療報酬等収支整理不能額の処理
- 5 第27次審査情報提供（医科）
- 6 令和4年7月審査分の審査状況
- 7 令和4年8月審査分の特別審査委員会審査状況

# 令和4事業年度事業計画、及び保健医療情報会計予算変更の概要

骨太の方針2022において、全国医療情報プラットフォーム（オンライン資格確認等システムのネットワークを拡充し、電子カルテ等の情報について共有・交換）の創設が明記されたことから、できるだけ早期に電子カルテ情報の共有基盤のシステム開発に着手できるように、令和4年度事業計画及び予算の変更を行う。

## 事業計画の変更

事業計画の第3の1（1）オンライン資格確認等システムの整備と運用 イ 保健医療情報の提供の充実の取組に「全国の医療機関等で電子カルテ情報を確認できる仕組みの構築について、厚生労働省と連携を図りつつ、令和5年度にシステム開発を開始することを想定した準備を進める」旨を追加する。

## 収入支出予算の変更

上記準備に係る経費については、国庫補助金が交付されることから、令和4事業年度保健医療情報会計情報基盤整備勘定収入支出予算の「保健医療情報拡充システム」に係る補助金収入、及びシステム関連経費支出について、それぞれ4,000万円を増額する。

## 主な業務内容

- ① システム開発事業者を短期間で円滑に調達するため、調達支援事業者の調達を行う。
- ② 厚生労働省の調査研究において整理された要件に従って、前①の事業者と共に、システム要件定義及びシステム開発事業者の調達仕様書案の作成を行う。

# 保健医療情報会計の区分

会計区分	勘定区分	保健医療情報の活用に関する取組	
保健医療情報会計	情報基盤運用勘定	オンライン資格確認等システム及び中間サーバーの運用	
		資格確認機能の拡充	
	情報基盤整備勘定	保健医療情報の提供の充実	
		電子処方箋管理サービスの開発	
	情報分析活用勘定		健康スコアリングレポート作成
			データヘルスポータルサイトの運用
			NDB関連業務の新規受託

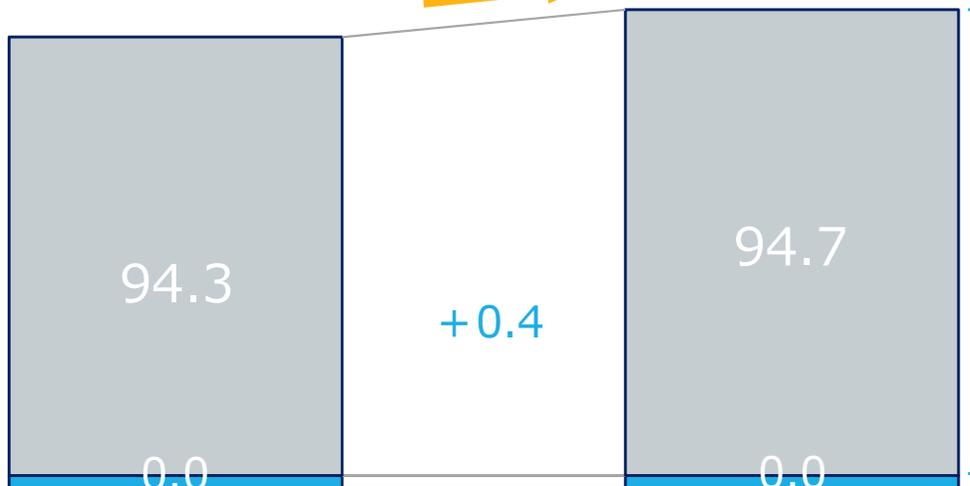
# 令和4事業年度保健医療情報会計収入支出変更予算 情報基盤整備勘定

単位：億円

令和4事業年度 94.3      令和4事業年度変更 94.7  
 +0.4

## 収入

補助金収入



雑収入

○保健医療情報拡充システム開発事業 9.5 (+0.4)

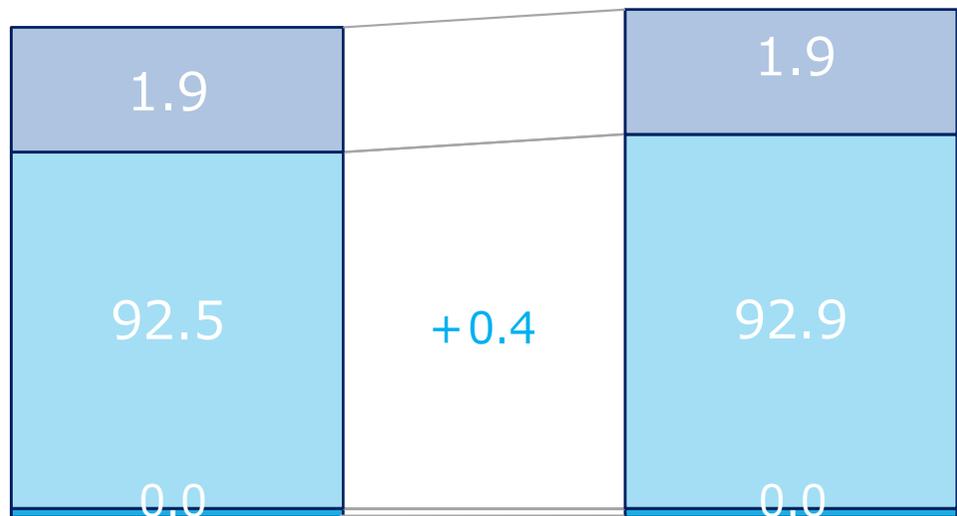
<保健医療情報拡充システム開発事業の内訳>

項目	①令和4年度予算	②令和4年度変更予算	差(②-①)
医療機関名、手術、透析情報、医学管理等情報を提供できる仕組み	5.6	5.6	-
災害・救急時の情報閲覧可能な仕組み	3.5	3.5	-
全国の医療機関等で電子カルテ情報を確認できる仕組み	-	0.4	+0.4

保健医療情報拡充システム開発事業（電子カルテ情報）に係る補助金収入の増

## 支出

給与諸費



業務経費

予備費

○システム関連経費 91.3 (+0.4)

<システム関連経費の内訳>

項目	①令和4年度予算	②令和4年度変更予算	差(②-①)
医療扶助のオンライン資格確認導入	29.8	29.8	-
マイナンバーカードの自衛官診療証化	4.1	4.1	-
オンライン資格確認（訪問診療等）	15.1	15.1	-
保健医療情報拡充システム	8.5	8.9	+0.4
事業主健診情報の活用	2.5	2.5	-
電子処方箋管理システム	29.9	29.9	-
医療保険者等中間サーバー改修	1.1	1.1	-

保健医療情報拡充システム（電子カルテ情報）に係るシステム関連経費の増

## 【参考】骨太の方針2022（令和4年6月7日）（抄）

### 第4章 中長期の経済財政運営

#### 2. 持続可能な社会保障制度の構築

（社会保障分野における経済・財政一体改革の強化・推進）

医療・介護費の適正化を進めるとともに、医療・介護分野でのD X<sup>140</sup>を含む技術革新を通じたサービスの効率化・質の向上を図るため、デジタルヘルスの活性化に向けた関連サービスの認証制度や評価指針による質の見える化やイノベーション等を進め、同時にデータヘルス改革に関する工程表にのっとりP H Rの推進等改革を着実に実行する。

（中略）

「全国医療情報プラットフォーム<sup>143</sup>の創設」、「電子カルテ情報の標準化等」及び「診療報酬改定D X」の取組を行政と関係業界が一丸となって進めるとともに、医療情報の利活用について法制上の措置等を講ずる。

#### 脚注

140 データヘルス、オンライン診療、A I・ロボット・I C Tの活用など、医療・介護分野におけるデジタルトランスフォーメーションをいう。

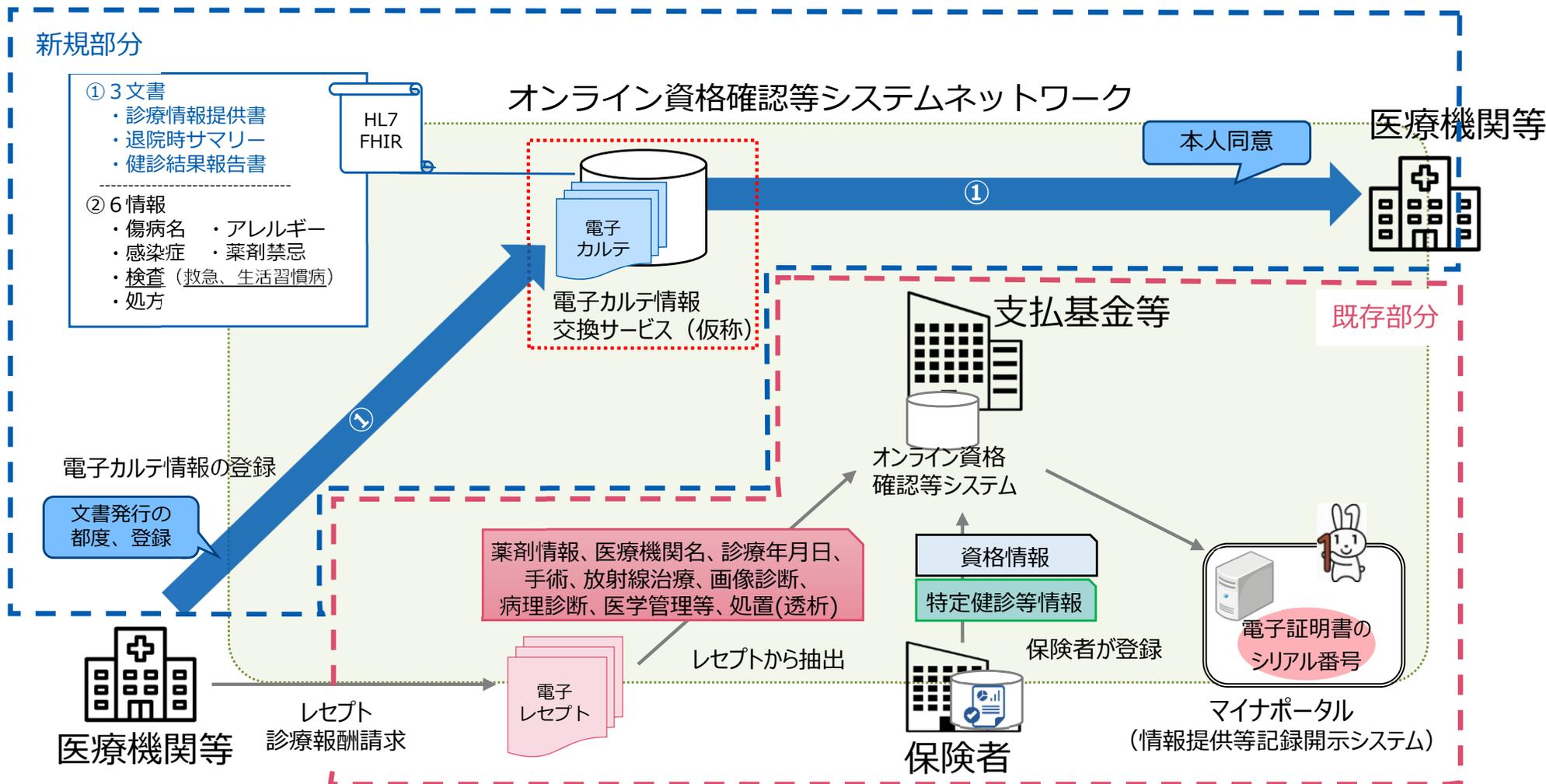
143 オンライン資格確認等システムのネットワークを拡充し、レセプト・特定健診等情報に加え、予防接種、電子処方箋情報、自治体検診情報、電子カルテ等の医療（介護を含む）全般にわたる情報について共有・交換できる全国的なプラットフォームをいう。

# 【参考】全国の医療機関等で電子カルテ情報を確認できる仕組み

(厚生労働省資料)

第88回 社会保障審議会（医療部会）  
（令和4年6月3日）資料2

## 考えられる実装方法（イメージ）



① 医療機関等の間でやり取りする3文書情報について、既存のオンライン資格確認等システムのネットワーク上で相手先の医療機関等に送信し、相手先の医療機関等において本人同意の下で同システムに照会・受信できるようにしてはどうか。

送受信方式

## 【参考】現時点の想定スケジュール

- 厚生労働省では、令和4年度調査研究において「全国の医療機関等で電子カルテ情報を確認できる仕組み」に必要な業務要件の整理を行っている。一方、支払基金では、この間まずは調達支援事業者の調達を行い、厚生労働省の調査研究において整理された要件の内容に従って、調達支援事業者と共に、システム要件定義及びシステム開発事業者の調達仕様書案の作成を行った上で、令和5年度以降に確定させ、調達を開始することを想定している。

